延長大陸棚の境界画定

東北大学大学院法学研究科准教授 西本 健太郎

- I はじめに
- II 海洋境界画定に関する判例法理の確立とその射程
- III 延長大陸棚の境界画定に関する国際裁判例
 - 1 バングラデシュ/ミャンマー事件判決 (2012年)
 - 2 バングラデシュ/インド事件判決 (2014年)
 - 3 ガーナ/コートジボワール事件判決 (2017年)
 - 4 国際裁判例の評価
- IV 合意による延長大陸棚の境界画定
 - 1 米国・メキシコ (2000年)
 - 2 オーストラリア・ニュージーランド (2004年)
 - 3 ノルウェー・アイスランド・デンマーク(フェロー諸島) (2006年)
 - 4 アイスランド・デンマーク (グリーンランド) (2013年)
 - 5 200 海里内を主な対象とする海洋境界画定条約
- V 国家実行の評価
- VI おわりに

I はじめに

国連海洋法条約第76条は、「大陸縁辺部の外縁」の概念を使って沿岸国の大陸棚を定義している。沿岸国の大陸棚は、大陸縁辺部の外縁が基線から200海里以遠に延びている場合には、領海の外側から大陸縁辺部の外縁までの海面下の区域の海底及びその下であり、200海里以遠に延びていない場合には、領海の外側から200海里までの海面下の区域の海底及びその下である。200海里以遠の大陸棚(以下、「延長大陸棚」という)について、沿岸国は大陸棚限界委員会に対して情報の提出を行うものとされており、同委員会の勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は「最終的・・・かつ、拘束力を有する」(76条8項)。延長大陸棚の限界設定は、他国との間で権原の重複がない場合には、沿岸国による一方的行為として行

われる。しかし、相対国間または隣接国間で延長大陸棚に対する権原が重複する 場合には、延伸大陸棚の境界画定が必要となる。

日本は 2012 年に 4 つの海域について大陸棚の延長を認める勧告を大陸棚限界委員会から受領した¹。このうち、小笠原海台海域及び南硫黄島海域の 2 つの海域については、米国(北マリアナ諸島)との間で延長大陸棚が重複する可能性があり、重複が存在する場合には境界画定が必要となる²。また、日本が申請していた海域のうち、勧告が見送られた九州パラオ海嶺南部海域についても、将来的に勧告がなされた場合にはパラオとの間での境界画定が必要となる³。このような意味で、延長大陸棚の境界画定は日本にとって今後実務的な対応が必要となる問題である。

延伸大陸棚の境界画定は比較的新しい問題である。専ら延長大陸棚の境界画定のために締結された条約は現時点で数件存在しているのみであり、また延長大陸棚の海洋境界画定を正面から扱った国際裁判例も現時点では3件に過ぎない。結論を先に述べれば、条約実践はいまだ一致した方向性を見せておらず、3件の国際裁判例も一定の方向性を示してはいるものの、その射程については限界がある。延長大陸棚の境界画定については、なお実行の集積が不十分であり、学説上も様々な議論の余地があるのが現状である⁴。本稿では、既存の国際裁判例及び条約を分析し、それらが延長大陸棚の境界画定に関する今後の展開について、どのような示唆を与えるものであるのかを検討する。

_

¹ Summary of Recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf in Regard to the Submission made by Japan on 12 November 2008 (19 April 2012), available at

<http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/jpn08/com_sumrec_jpn_fin.pdf>.² 米国は国連海洋法条約の当事国ではないことから、米国との間の延長大陸棚の境界画定を考える上では、延長大陸棚に対する権原は非当事国である沿岸国に対しても慣習国際法上は認められるのか、そして大陸棚限界委員会の勧告を得ていない国との間で延長大陸棚の境界画定は行いうるのかという問題が存在する。これらも重要な問題であるが、別途詳細な検討が必要であり、本稿では取り上げない。

³ 九州パラオ海嶺南部海域に関する問題については次の文献を参照。西村弓「大陸棚延伸と大陸棚限界委員会手続規則の問題点 一日本の延伸申請を素材として一」松井芳郎ほか編『21世紀の国際法と海洋法の課題』(東信堂、2016年)398-416頁、井内由美子・臼井麻乃「大陸棚限界委員会の任務と実行 一島に関する国家間の見解の相違への対応を例として」島嶼研究ジャーナル第2巻1号(2012年)100-117頁。
⁴ D. H. Anderson, "Recent Judicial Decisions Concerning Maritime Delimitation," Lilian

⁴ D. H. Anderson, "Recent Judicial Decisions Concerning Maritime Delimitation," Lilian del Castillo (eds.), Law of the Sea, From Grotius to the International Tribunal for the Law of the Sea (Martinus Nijhoff, 2015), p. 510.

海洋境界画定に関する判例法理の確立とその射程 II

国連海洋法条約第74条1項及び83条1項は、排他的経済水域(EEZ)及び大 陸棚の境界画定について、「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う」と規定している。条文上は、 200 海里内の大陸棚と延長大陸棚は区別されておらず、延長大陸棚の境界画定に ついてもこの規定が適用される。しかし、この規定は「衡平な解決」という一般 的な指針と「国際法に基づいて合意により行う」という原則的な方法を示すのみ で、境界画定の具体的な方法については明らかにしていない。国際裁判・仲裁裁 判における海洋境界画定の具体的な方法は、国際裁判例が蓄積される中で形成さ れてきた。

国際司法裁判所における 1993 年のヤン・マイエン事件判決以降、国際裁判所 及び仲裁裁判所は EEZ 及び大陸棚の海洋境界画定に関する事件でほぼ一貫した 手法を用いている5。この手法は、2009年の黒海海洋境界画定事件判決で3つの 段階からなるものとして提示されら、この3段階アプローチは国際司法裁判所にお ける「確立した判例法理 (settled jurisprudence) | であると位置づけられた⁷。こ の3段階アプローチは、第1に、等距離・中間線によって暫定的な境界線を引き、 第2に、衡平な結果を達成するために暫定的な等距離・中間線の修正を必要とす る要素(関連事情)があるか否かを検討した上で、必要に応じて修正を施し、第 3 に、関連する海岸の長さと境界画定の結果としてのそれぞれの海域の面積との 間に著しい不均衡が生じているという意味で不衡平な結果となっていないかを検 証する、というものである。

もっとも、この3段階アプローチがEEZと大陸棚の両方を線引きする単一海洋 境界 (single maritime boundary) の画定方法に関する判例法理として確立するま でには、自然の延長を基準として大陸棚の境界画定を行うアプローチからの転換 があった8。国際裁判において初めて大陸棚の境界画定が問題となった西ドイツと

⁵ 唯一の例外は 2007 年のニカラグア/ホンジュラス事件であり、両国の海岸線の角 度の二等分線を基準として海洋境界画定を行った。しかしながら、この方式は具体的 な地理的状況との関係で、3段階アプローチによりがたい場合の例外的な境界画定方 法として位置づけられている。Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras), Judgment, ICJ Reports 2007 (II), p. 745, para. 281 参照。

⁶ Maritime Delimitation in the Black Sea (Romania v. Ukraine), Judgment, ICJ Reports 2009, p. 44, paras. 115-117. ただし、この手法が3つの段階からなるものとして明示的 に表現されたのはこの事件が初めており、それまでの判決では、第3の段階とされる ものは第2段階に含めて理解されていた。

⁷ *Ibid.*, para. 118.

⁸ 海洋境界画定に関する判例法理が結果指向的衡平アプローチ(result-oriented equity approach) から矯正的衡平アプローチ (corrective equity approach) に転じたと指摘す

オランダ及びデンマークとの間の北海大陸棚事件で、国際司法裁判所は「自然の 延長」に基づいた境界画定方法を示している。大陸棚条約第6条は、当事国間で 合意がないときは、「特別の事情」により他の境界線が正当と認められない限り、 等距離・中間線によって大陸棚の境界を画定すると規定していたところ、オラン ダ及びデンマークは、本件ではこの規則が適用されるべきであり、かつこの規則 は慣習国際法でもあるため大陸棚条約の当事国ではなかった西ドイツをも拘束す ると主張した。これに対して、裁判所は結果の衡平を重視し、大陸棚の境界を画 定するにあたって唯一の義務的な方法はないと指摘した上で、大陸棚の境界画定 方法をその権原の根拠と結びつけて論じた。判決は大陸棚が沿岸国に帰属する理 由について、それが沿岸国の陸上領土の延長または継続であるからであると述べ た上で、このことから次の帰結が導き出されるとしている%。すなわち、「一定の 海底区域が自然な(または最も自然な)沿岸国の陸域の延長を構成していない場 合には、仮にこの海域が他国の領土よりも当該沿岸国に近い場合であっても、沿 岸国に帰属しているとみなすことはできない。あるいは少なくとも、より近くは ないが当該海域がその陸域の自然な延長であるとみなされるところの国家による 競合する主張との関係では、そのようにみなすことはできない。」

北海大陸棚事件における以上の判示を踏まえて、大陸棚の境界画定は一定の海域がどちらの国の「自然の延長」であるのかによって判断されるとの理解が生じた¹⁰。北海大陸棚事件後の大陸棚の境界画定事件では、各国は海底の地質及び地形に関する科学的知見を動員して、対象海域が自国のより自然な延長であることを主張するようになった。1977年の英仏大陸棚事件では、英国が英仏海峡のハード・ディープ(Hurd Deep)に沿った境界線を主張した¹¹。仲裁裁判所はこの主張を認めなかったが、その理由は、大陸棚の境界画定において海底の地形学的な特徴は考慮されないということではなく、ハード・ディープが地形学的には明確な特徴であるとしても、大陸棚の本質的な一体性を分断するものとまではいえないという実質的な判断であった¹²。

るものとして、Y. Tanaka, *The International Law of the Sea* (2nd ed., Cambridge University Press, 2015), pp. 201-209.

延長大陸棚の境界画定(西本 健太郎)

⁹ North Sea Continental Shelf Cases (Federal Republic of Germany/Denmark; Federal Republic of Germany/Netherlands), Judgment, ICJ Reports 1969, p. 31, para. 43.

¹⁰ K. Highet, "The Use of Geophysical Factors in the Delimitation of Maritime Boundaries," J. I. Charney and L. M. Alexander (eds.), *International Maritime Boundaries* (Martinus Nijhoff, 1993), Vol. I, pp. 168-171.

¹¹ Case Concerning the Delimitation of the Continental Shelf between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the French Republic, Decision of 30 June 1977 and Decision of 14 March 1978, Reports of International Arbitral Awards (United Nations, 2006), Vol. XVIII, p. 21, para. 12.

¹² *Ibid.*, p. 60, para.107.

国際司法裁判所におけるチュニジア/リビア事件(1982年)でも、チュニジア とリビアの双方が、対象海域が自国領域の自然の延長であることについて、海底 の地形学・地質学的な特徴に基づいた詳細な主張を行った。これに対して裁判所 は、まず、海底の地質に関する主張を詳細に検討して、法的には地質的な考慮の みに依拠して大陸棚の帰属を決定することはできないと判示した¹³。次に、海底 の地形に関する主張について、地質に基づく主張に優越するものとは認められず、 また、2つの異なる自然の延長が存在することを示すほどの明確な断絶も存在し ないとの認定を行った14。すなわち、この事件における裁判所の結論は、海底の 地質・地形そのものに基づいて対象海域の境界画定を行うことはできないという ものであった。しかし、裁判所の判断枠組みによれば、対象海域の海底が2つの 異なる大陸棚から構成されていると評価できるほどに明確な断絶がある場合に、 これを考慮することは必ずしも排除されていない。チュニジア/リビア事件判決 の結論は、対象海域について正面から地形学・地質学的な検討を行った結果、そ うした断絶がこの事案においては存在しなかったということに過ぎなかった。判 決はむしろ、海底の地形学的な特徴が、大陸棚の連続性を害するほどのものでは なかった場合にも、衡平な解決を導くために関連事情として考慮される場合があ ることを明示的に認めている15。

北海大陸棚事件を基点とした、自然の延長を基準とするアプローチからの転換点となったのは、リビア/マルタ事件判決(1985年)である。この事件でリビアは、マルタとの間の海底には地質学的・地形学に見て本質的な断絶があり、この断絶が両国の2つの自然の延長の間の境界線となるべきであるとの主張を行った。これに対して、国際司法裁判所は、この主張について地質学的・地形学的な観点から正面から検討することをせずに、次のように判示した。すなわち「・・・法の発展により、国家はその大陸棚が海岸から200海里まで及んでいることを、対応する海底及びその下の地質的な性質を問わず主張することができるようになったので、その距離内においては、関係する国家の法的権原を確認する場合でも、あるいはその主張の相互間において境界画定を行う場合でも、地質学的または地球物理学な要素に役割を与える理由は何ら存在しない16。」さらに、判決はより端的に、200海里内の海洋境界画定において「当該海域の地質学的または地形学的な特徴

¹³ Case Concerning the Continental Shelf (Tunisia/Libyan Arab Jamahiriya), Judgment, ICJ Reports 1982, pp. 53-54, para. 61.

¹⁴ *Ibid.*, p. 57, para. 66.

¹⁵ *Ibid.*, p. 58, para. 67.

¹⁶ Case Concerning the Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya/Malta), Judgment, ICJ Reports 1985, p. 35, para. 38.

は、完全に無関係である」とも述べている¹⁷。その後の国際裁判においては、前述のように、200海里内の単一海洋境界の事案に関する判断が蓄積していく中で、3段階アプローチが確立していった。しかし、リビア/マルタ事件判決で理由として挙げられたように、国連海洋法条約で新たに距離に基づく大陸棚への権原が認められるようになったことが、従来の判断枠組みからの転換をもたらしたのであるとすると、200海里以遠の大陸棚についてはなお旧来の判断枠組みが適用されるとも考えられることになる。そこで学説上は、延長大陸棚については、200海里内の単一海洋境界線との関係で確立した3段階アプローチがそのまま適用されず、自然の延長が考慮されるのではないかとの指摘がなされてきた¹⁸。

Ⅲ 延長大陸棚の境界画定に関する国際裁判例

以上のような問題関心が持たれていた中で、ベンガル湾の海洋境界画定に関するバングラデシュ/ミャンマー事件における国際海洋法裁判所の判決(2012 年)は、延長大陸棚の境界画定を初めて正面から取り扱ったものとなった。また、その2年後にはバングラデシュ/インド事件判決(2014 年)において、国連海洋法条約附属書 VII に基づく仲裁裁判所が、同様に延長大陸棚部分の海洋境界画定について判断を行っている。その後、国際海洋法裁判所の特別裁判部によるガーナ/コートジボワール事件判決(2017 年)も延長大陸棚の境界画定を行った。いずれの判決も、延長大陸棚には 200 海里内の海洋境界画定と同一の方法が適用されるとの判断を下した。もっとも、以下で検討するように、いずれの判決もその理由付けにおいて海洋境界画定に関する従来の判例法理との関係を十分に説明しておらず、極めて形式的な理由から 200 海里内で形成された 3 段階アプローチを延長大陸棚についても適用している。この点は学説上批判されているが、他方で、延伸大陸棚について 200 海里内と同じ境界画定方法を適用する判断が積み重ねられつつあることは、今後の議論の動向に大きな影響を与えていくものと思われる。

1 バングラデシュ/ミャンマー事件判決 (2012年)

バングラデシュ/ミャンマー事件は、国際海洋法裁判所で海洋境界画定が争わ

¹⁷ *Ibid*.

¹⁸ R. R. Churchill and A. V. Lowe, The Law of the Sea (3rd ed., Manchester University Press, 1999), p. 190; D. A. Colson, "The Delimitation of the Outer Continental Shelf between Neighboring States", *American Journal of International Law*, Vol.97(1) (2003), pp. 102-103.

れた初めての事件であり、かつ延伸大陸棚の境界画定が国際裁判所で判断された 初めての事件となった。延長大陸棚部分の海洋境界画定については、当該海域に ついて大陸棚限界委員会による勧告が得られていなかったため、国際海洋法裁判 所が境界画定を行う権限を有するのか否か、そしてこの権限を行使するのが適切 であるのかが、まず問題となった。この点について裁判所は、裁判所が境界画定 を行っても大陸棚限界委員会の機能を阻害することにはならず、また、両国が大 陸棚限界委員会における手続に同意を与えていないことに鑑みれば、裁判所によ る境界画定なしには両国の大陸棚の外側の限界が明らかにならないことにもなり かねないとして、裁判所が境界画定を行う権限を行使するのが適当であると判断 した¹⁹。

ベンガル湾における延長大陸棚の存在について、バングラデシュは、ミャンマーと対象海域との間には本質的な断絶があるので、ミャンマーはそもそもベンガル湾における延長大陸棚に対する権原を持たないと主張していた。この主張は、海底の地質に基づく主張である。しかし、裁判所はこの主張を退け、延長大陸棚に対する権原の存在は、主として国連海洋法条約第76条4項の要件を充たすことによって示されるものであり、ベンガル湾における堆積岩層は非常に厚いことに鑑みれば、76条4項(a)(i)における要件を充たし、両国はともに延長大陸棚に対する権原を有しているのであって、権原の重複があると判断した²⁰。

その上で裁判所は、大陸棚の境界画定に関する国連海洋法条約第83条が、200海里内の境界画定と200海里外の境界画定を区別していないことを指摘し、「本件において200海里以遠の大陸棚について用いられるべき境界画定方法は、200海里内のものとは異ならない。従って、200海里以遠の大陸棚の境界画定についても、等距離/関連事情方式が適用される」と結論づけた21。また、この帰結として、海底の地質・地形に関する要素を関連事情とするバングラデシュの議論も退けた。他方で、200海里内で関連事情として認めていたバングラデシュの海岸線が凹状であるという事情については、200海里以遠についても関連事情であるとした。このような判断の下、裁判所は延長大陸棚についても単一海洋境界線を伸ばす形で境界画定を行った。

_

¹⁹ Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar), Judgment of 14 March 2012, paras. 378-392, available at http://www.itlos.org/cases/list-of-cases/case-no-16/.

²⁰ *Ibid.*, paras. 444-449.

²¹ *Ibid.*, para. 455.

2 バングラデシュ/インド事件判決 (2014年)

同じベンガル湾ではバングラデシュ・インド間の海洋境界画定紛争が国連海洋法条約附属書 VII の下での仲裁裁判所に付託されており、2014 年に判決が下された。この事件でも延伸大陸棚の境界画定が行われたが、裁判所の判断は基本的にはバングラデシュ/ミャンマー事件判決を踏襲するものであった。バングラデシュは、本件でも延伸大陸棚部分が自国領域の「最も自然な延長(most natural prolongation)」であるとの主張を行っていたが、バングラデシュ/ミャンマー事件判決でこの主張が受け入れられなかったことを受けて、この主張を自ら取り下げていた²²。最終的にバングラデシュが延長大陸棚について関連事情として主張したのは、自国の海岸線が凹状に屈曲していることなど、海岸線からの権原の延び方に関する事情であった。

仲裁裁判所は、200 海里の内外を問わず大陸棚の境界画定に関する適切な方法は同一であり、200 海里内では等距離・関連事情の方法を用いたので、200 海里以遠についても同じ方法を用いるとして 200 海里以遠についても暫定的な等距離線を引いた²³。裁判所はこの判断について具体的な理由を特に述べておらず、国際海洋法裁判所のバングラデシュ/ミャンマー事件判決も明示的には参照していない。200 海里の内外で方法は同一であるという説明の仕方からは、バングラデシュ/ミャンマー事件と同様に、第83条1項の規定上、区別が存在しないという形式的な理由に立脚するものと思われる。この点で、本判決が延長大陸棚の境界画定の理論についてバングラデシュ/ミャンマー事件判決に付け加えるところはなかったといえる。

3 ガーナ/コートジボワール事件判決(2017年)

ガーナ/コートジボワール事件では、大西洋に面して隣接するガーナとコートジボワールとの間の海洋境界が国際海洋法裁判所の特別裁判部で争われた。特別裁判部はまず、延長大陸棚の境界画定を行う権限の有無について検討を始め、一方の当事者であるガーナが既に大陸棚限界委員会から勧告を受領しており、隣接国であるコートジボワールとの間で地質的な状況は同一であることから延長大陸棚が存在すること自体には疑いはないと判断した²⁴。また、延長大陸棚の境界画

²² Bay of Bengal Maritime Boundary Arbitration between Bangladesh and India (Bangladesh v. India), Award of 7 July 2014, para. 439, available at http://www.pcacases.com/web/view/18.

²³ *Ibid.*, para. 465.

²⁴ Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Ghana and Côte

定を行うためには、延長大陸棚が存在することが大前提とはなるものの、大陸棚の限界設定と境界画定は異なる作用であるから、コートジボワールが大陸棚限界委員会の勧告を受領していないことは、裁判所に対する申立の受理可能性の点で問題とはならないと判断した²⁵。

延長大陸棚の境界画定の方法については、大陸棚制度は単一のものであるから、境界画定の方法論について 200 海里内の大陸棚と延長大陸棚との間で区別を設けることは適当ではないと判断している²⁶。それゆえに、延長大陸棚以遠の大陸棚は、大陸棚の外側の限界線に達するまで、領海及び 200 海里内の EEZ・大陸棚の境界線と同じ方向に延びていると結論づけられた。

4 国際裁判例の評価

バングラデシュ/ミャンマー事件判決とバングラデシュ/インド事件判決は、これまで国際裁判例が存在しなかった延長大陸棚の境界画定の問題について、極めて明確な判断を行った。他方で、両判決は 200 海里内外で同一の境界画定方法が用いられる理由として、第 83 条の規定及び大陸棚制度の単一性という形式的な根拠しか挙げていない。とりわけ、200 海里内で形成されてきた判例法理の妥当根拠が、200 海里外では存在しないにも関わらず、なお従来のアプローチを踏襲すべき理由が積極的に論じられていない点には批判がある²⁷。両事件では両当事国の権原の間に目立った地質学的・地形学的な特徴はなかったものの、際立った特徴がある事案の場合には、地形的・地質的要素が考慮される可能性は、完全には排除されたとはいえないとの見解も主張されている²⁸。

その後、ガーナ/コートジボワール事件判決も、大陸棚制度の単一性のみを理由として先行する2つの事件における判断枠組みを踏襲した。しかしながら、この事件もベンガル湾に関する2つの事件と同様に、隣接する2つの沿岸国の大陸棚が両国から離れる方向に延びており、かつ、特に目立った地質学的・地形学的な特徴が存在していないという状況の下での判断であった。少なくとも一方の沿

D'Ivoire in the Atlantic Ocean (Ghana/Côte D'Ivoire), Judgement of 23 September 2017, para. 491, available at < https://www.itlos.org/en/cases/list-of-cases/case-no-23/>.

²⁵ *Ibid.*, paras. 493-494.

²⁶ *Ibid.*, para. 526.

²⁷ R. Churchill, "The Bangladesh/Myanmar Case: Continuity and Novelty in the Law of Maritime Boundary Delimitation," *Cambridge Journal of International and Comparative Law*, Vol. 1 (2012), p. 149.

²⁸ C. Schofield, A. Telesetsky and S. Lee, "A Tribunal Navigating Complex Waters: Implications of the Bay of Bengal Case," *Ocean Development and International Law*, Vol. 44(4) (2013), p. 375.

岸国が大陸棚限界委員会の勧告を受領していないことから大陸棚の外側の限界が不明であったにも関わらず、裁判所による境界画定が可能であったのも、隣接国間の海洋境界画定では、外洋に向かって一定の方向で大陸棚の外側の限界線まで海洋境界が継続しているとの形での判断が可能であるからである。このように、これまで国際裁判所で判断の対象となった3事件は、一定の共通する地理的特徴を前提とした判断とみることもできる。

したがって、国際裁判におけるこれまでの判断の射程が延長大陸棚制度一般に 及ぶのか否かについては、特に相対国間の境界画定など、別の地理的状況におい て同様の判断が踏襲されない限り、なお議論の余地があると評価せざるをえない。

IV 合意による延長大陸棚の境界画定

合意による延長大陸棚の境界画定については、200 海里内の海洋境界画定を主とする条約において境界線を200 海里外に延長しているものを除けば、まだ僅かな数の条約が締結されているのみである。しかし、既に締結されている少数の条約は、合意による延長大陸棚の境界画定を行うにあたって多様な方法を採用しており、延長大陸棚の境界画定に関する3件の国際裁判におけるアプローチとは必ずしも整合していないことが指摘できる。

1 米国・メキシコ(2000年)

米国とメキシコとの間では、メキシコ湾における両国の延長大陸棚について 2000 年に境界画定条約が締結されている²⁹。境界画定の対象海域は、両国の EEZ で完全に囲まれた海域である。米国は、国連海洋法条約の当事国ではない。メキシコは国連海洋法条約の当事国ではあるが、境界画定条約締結時点では大陸棚限 界委員会に対する申請をまだ行っていなかった。その後、メキシコは境界画定線のメキシコ側の海域について 2007 年に大陸棚限界委員会に対して申請を行い、 2009 年には申請を行った全域が大陸棚の限界内に入っていることを確認する内容の勧告を受領している。

合意された境界線は、全ての島を考慮に入れた等距離・中間線である。交渉の

٠

²⁹ Treaty between the Government of the United States of America and the Government of the United Mexican States on the Delimitation of the Continental Shelf in the Western Gulf of Mexico Beyond 200 Nautical Miles, reproduced in *Law of the Sea Bulletin*, Vol. 44 (2001), pp. 71-75.

過程において、等距離・中間線以外の方法は一切提起されなかったといわれている³⁰。なお、延長大陸棚部分の境界線は、その両端において両国の 200 海里内の EEZ・大陸棚の境界画定条約と接続するが、200 海里内の境界画定線も等距離・中間線である。なお、両国は延長大陸棚境界画定と同時に、境界線の両側に 1.4 海里の緩衝海域を設け、条約締結後 10 年間の間はこの海域で天然資源の開発を 行わないことを合意している。

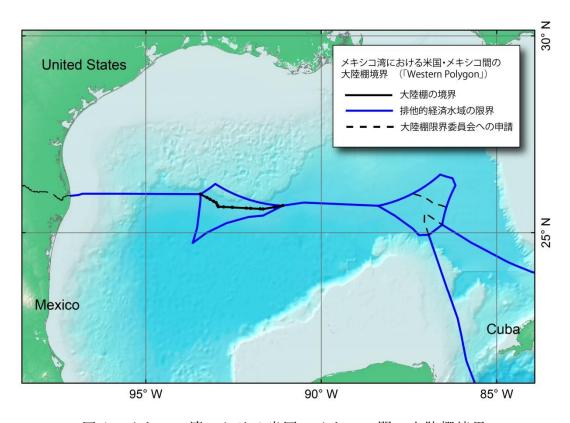


図 1 メキシコ湾における米国・メキシコ間の大陸棚境界

2 オーストラリア・ニュージーランド (2004年)

オーストラリアとニュージーランドとの間では、2004年に延長大陸棚の境界画 定条約が結ばれている³¹。この条約も両国が大陸棚限界委員会に対して申請を行 う前に締結された。オーストラリアはこの条約締結の数ヶ月後の 2004年 11 月に、 またニュージーランドは 2006年に申請を行っており、両国ともに 2008年に委員

Robert W. Smith, "Mexico-United States", Report Number 1-5 (2), J. I. Charney and R. W. Smith (eds.), *International Maritime Boundaries* (Martinus Nijhoff, 2002), Vol. IV, p. 2625

³¹ Treaty between the Government of Australia and the Government of New Zealand Establishing Certain Exclusive Economic Zone Boundaries and Continental Shelf Boundaries, [2006] ATS 4.

会からの勧告を受領している。

合意された境界線は、2つの部分からなる。条約の第2条に規定されているロード・ハウ島(オーストラリア)と北島(ニュージーランド)及びノーフォーク島(オーストラリア)とスリー・キングズ島(ニュージーランド)との間の境界画定、そして第3条に規定されているマッコーリー島(オーストラリア)とオークランド島及びキャンベル島(ニュージーランド)との間の境界線である。

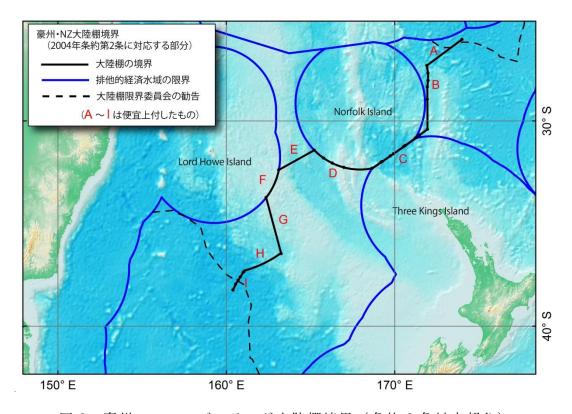


図2 豪州・ニュージーランド大陸棚境界(条約2条対応部分)

合意された線は複雑な形状であるが、次のように分析されている 32。条約第 2条が規定している境界線については、(A) ノーフォーク島から 350 海里の線と大陸棚の限界が交差する点から、スリー・キングズ海嶺の北端を結んだ線、(B) スリー・キングズ海嶺の縁辺に沿った線、(C) ノーフォーク島沖の小島であるフィリップ島とスリー・キングズ島の間の中間線、(D) フィリップ島からの 200 海里に沿った線(南緯 31 度 30 分まで)、(E) D の終点とロード・ハウ島沖のボールズ・ピラミッドからの 200 海里上の南緯 32 度 30 分との交点を結んだ線、(F) ボールズ・ピラミッドからの 200 海里線(終点は、スリー・キングズ島に半分の効

N. Fyfe and G. French, "Australia-New Zealand," Report Number 5-26, D. A. Colson and R. W. Smith (eds.), *International Maritime Boundaries* (Martinus Nijhoff, 2005), Vol. V, pp. 3761-3762.

果を与えたオーストラリアとニュージーランド本土との間の中間線との交点)、(G) Fの終点とボールズ・ピラミッドから 350 海里線上の点を結ぶ線、(H) ボールズ・ピラミッドから 350 海里の線(終点は、本土間の中間線)、(I) 本土間の中間線を結んだ線、である。

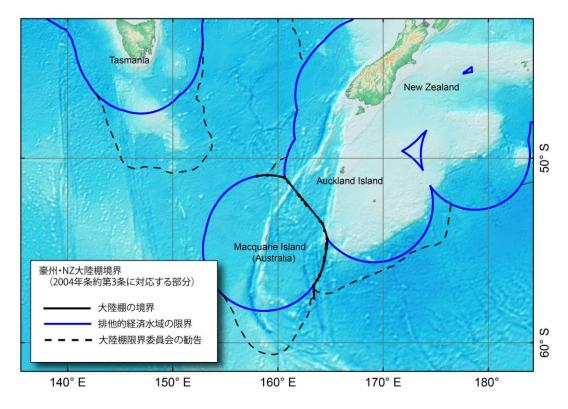


図3 豪州・ニュージーランド大陸棚境界(条約3条対応部分)

また、条約第3条が規定している境界線は、マッコーリー島の200海里に沿った線、両国の200海里EEZ・大陸棚の境界線(中間線)及び両国の大陸棚が重複する海域を等分する短い線から構成されている。

境界線を構成している各部分はいずれも交渉の産物であり、一定の原則から必然的に導き出されたものではないと考えられるが、以下のことは指摘することができる。第 1 に、等距離・中間線は限定的な形でしか用いられていない。第 2 に、スリー・キングズ海嶺に従った(B)の線のように、海底の地形を基準として境界線を引いている箇所がある。第 3 に、南部の境界線はその大半がオーストラリアの 200 海里線に沿っており、延長部分のほぼ全てをニュージーランドの大陸棚とする境界画定となっている。これは、延長部分がニュージーランドの南島の自然の延長であるという点を前提として、自然の延長を基準に境界画定を行ったものと評価できる。なお、オーストラリアのマッコーリー島に由来する延長大陸棚は 200 海里の南部で申請されており、重複する海域はわずかであるが、この重複

部分については等分する形での境界線となっている。

3 ノルウェー・アイスランド・デンマーク(フェロー諸島) (2006 年)

ノルウェー、アイスランド及びデンマークの 3 国の間では、3 国の EEZ に囲まれているバナナ・ホールと呼ばれる公海部分について、延長大陸棚の境界画定方法に関する合意が 2006 年になされた³³。2006 年の合意議事録には、3 国の間で相互に大陸棚限界委員会に対する申請について異議を申し立てないという合意も含まれており、合意の約 2 ヶ月後にノルウェーが北東大西洋及び北極海に関する部分申請を、2006 年にアイスランドがエーギル海盆及びレイキャネス海嶺西部・南部に関する部分申請を、そして 2009 年にデンマークがフェロー諸島北部に関する部分申請を行っている。ノルウェー、アイスランド、デンマークはそれぞれ2009 年、2016 年、2014 年に勧告を受領している。

境界画定の対象である「バナナ・ホール南部」は、合意上は明確に定義されていないが、フェロー諸島、アイスランド及びノルウェー(本土及びヤンマイエン)の 200 海里線、並びにフェロー諸島及びアイスランドの 350 海里線で囲まれる海域である。この海域に A~F の 6 点を指定し、直線で結ぶ形での境界画定を行っている。これは対象海域の全体が連続した大陸棚であるとの前提に立つものであるが、大陸棚限界委員会の勧告によって対象海域の一部が深海底であると判断された場合には、関係国は合意された境界線に影響を及ぼすことなく勧告に従って大陸棚の限界を設定する。ただし、勧告によって実際に得られた延長大陸棚の面積が境界画定合意によって割り当てられた面積を下回った場合には、過剰な部分について調整を行うことになっている。例えば、フェロー諸島の延長大陸棚が27,000 平方キロメートルを下回った場合には、過剰な部分をアイスランド(40%)とノルウェー(60%)で配分する。この修正は合意から逸脱が最も少なくなるよう、主として C 点を移動させて行う。最終的な境界画定は3つの二国協定の締結によって行われることになっている。

本海域における境界画定方法は、大陸棚限界委員会の勧告に応じた境界線の修正方法にも表れている通り、面積が主な考慮要因とするものと考えられる(ノルウェー56,000 km²、アイスランド 29,000 km²、デンマーク (フェロー諸島) 27,000

-

³³ Agreed Minutes on the Delimitation of the Continental Shelf beyond 200 Nautical Miles between the Faroe Islands, Iceland and Norway in the Southern Part of the Banana Hole of the Northeast Atlantic, reproduced in R. E. Fife, "Denmark/The Faroes-Iceland-Norway", Report Number 9-26, D. A. Colson and R. W. Smith (eds.), *International Maritime Boundaries* (Martinus Nijhoff, 2011), Vol. VI, pp. 4546-4552.

km²) ³4。ただし、点 C と点 F を結ぶ線、及び点 D と点 E を結ぶ線は既存の EEZ の境界線(等距離)を延長したものに近い。また点 A と点 B 線を結ぶ線については、海岸線の長さが影響している可能性も指摘されている。さらに、結果として主な海底の地形と線引きが一致しているという指摘もある³5。

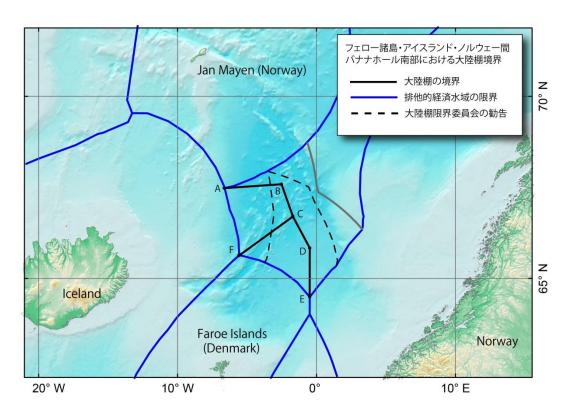


図 4 フェロー諸島・アイスランド・ノルウェー間 バナナ・ホール南部における大陸棚境界

4 アイスランド・デンマーク (グリーンランド) (2013年)

アイスランドとデンマークとの間では、アイスランドとグリーンランドとの間の延長大陸棚の重複部分についても、バナナ・ホールにおける3国の合意と同様の方法で、境界画定に関する合意議事録が作成されている36。この合意は、両国とも大陸棚限界委員会に対して当該海域に対する申請を行った後、勧告を受領する前になされている。

³⁴ *Ibid.*, pp. 4542-4543.

³⁵ *Ibid.*, p. 4540.

Agreed Minutes on the Delimitation of the Continental Shelf beyond 200 Nautical Miles between Greenland and Iceland in the Irminger Sea, reproduced in B. M. Magnusson, "Denmark (Greenland) - Iceland", Report Number 9-22(2), *International Maritime Boundaries* (online edition).

合意の対象は、大陸棚限界委員会に対する両国の申請が重複している海域である。なお、アイスランドのレイキャネス海嶺の脚部はグリーンランドの 200 海里内にとることも考えられる。しかし、実際の大陸棚限界委員会に対する申請はグリーンランドの 200 海里線までに留まっており、相手方の 200 海里内の海域を申請の対象に含めることはしていない³⁷。また、申請にあたっては相互に大陸棚限界委員会に異議を申し立てないこと等を合意している。

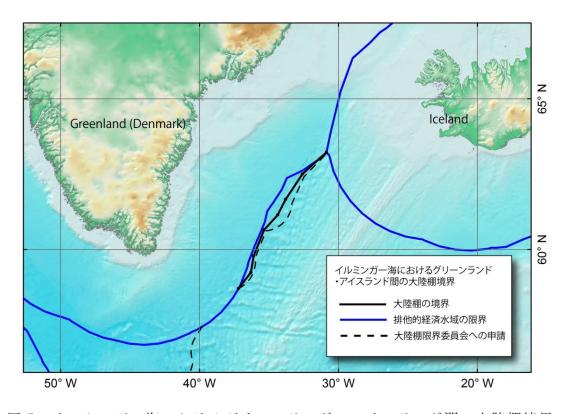


図 5 イルミンガー海におけるグリーンランド・アイスランド間の大陸棚境界

合意された境界線は、7つの点を結ぶ直線である。この境界線は対象海域の面積比に基づくものであることが明示されている(デンマーク(グリーンランド)が53%、アイスランドが47%)。大陸棚限界委員会による勧告によって対象海域の範囲が修正される場合には面積比が維持されるように、かつ合意された境界線からの逸脱が最小となるように修正することも合意されている。当該海域は、全体が中間線のグリーンランド側に位置していることから、中間線を用いることはそもそも不可能であった。また、地質学的・地形学的な要素は考慮されていない

_

³⁷ 相対国間で一方の沿岸国の 200 海里内の大陸棚と他方の沿岸国の延長大陸棚が重複しうるか否か (200 海里内の海域に対する権原が自動的に優先するか否か) には争いがある。東シナ海では、中国及び韓国が日本の 200 海里内の海域まで自国の延長大陸棚が伸びていることを主張している。アイスランド・デンマーク間の合意はこの問題との関係でも参考となる国家実行である。

と考えられており、面積比は海岸線の長さの比に基づくものであると説明されている³⁸。

5 200 海里内を主な対象とする海洋境界画定条約

200 海里内を主な対象海域とする海洋境界画定条約においても、延長大陸棚部分の海洋境界画定が含まれている場合がある³⁹。これらの条約においては、200海里内と同様に等距離・中間線を基本とする境界線が採用されている場合がほとんどであり、少なくとも 200 海里の内外で境界線の方向は大きく変わっていない⁴⁰。

ガンビア・セネガル間の 1975 年条約は、緯度線に平行する既存の境界線を延伸大陸棚についてもそのまま延長している⁴¹。オーストラリアのハード・マクドナルド諸島とフランスのケルゲレン諸島との間の海洋境界画定を行う 1982 年条約は、延長大陸棚についても等距離線を採用している⁴²。オーストラリアとフランス(ニュー・カレドニア)の間の 1982 年条約も、延長大陸棚について等距離線を採用している⁴³。アイルランドと英国の間の 1988 年条約は、ジグザグの線となっており、詳しい根拠は明らかになっていない⁴⁴。しかし、200 海里の内外で境界画定方法が大きく変わっているようにはみられず、境界線自体も等距離線から大きく逸脱するものではない。オーストラリアとソロモン諸島の間の 1988 年条約は、等距離線に近い線で延長大陸棚の境界画定を行っている⁴⁵。トリニダード・トバゴとベネズエラの間の 1990 年条約も、延長大陸棚についてほぼ等距離線の境界を採用している⁴6。米国とソ連の間の 1990 年の未発効の条約は、中間線

³⁸ Magnusson, *supra* note 36, p. 7.

³⁹ このような条約も含めて、延長大陸棚の境界画定について検討した先行研究として、B. M. Magnusson, "Outer Continental Shelf Boundary Agreements", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 62 (2013), pp. 345-372.

⁴⁰ Colson, *supra* note 18, p. 96.

⁴¹ A. O. Adede, "The Gambia-Senegal", Report Number 4-2, Charney and Alexander (eds.), *supra* note 10, pp. 849-855.

⁴² Victor Prescott, "Australia (Heard/McDonald Islands)-France (Kerguelen Islands)", Report Number 6-1, J. I. Charney and L. M. Alexander (eds.), *International Maritime Boundaries* (Martinus Nijhoff, 1993), Vol. II, pp. 1185-1194.

⁴³ C. Park, "Australia-France (New Caledonia)", Report Number 5-1, Charney and Alexander (eds.), *supra* note 10, pp. 905-913.

⁴⁴ D. H. Anderson, "Ireland-United Kingdom", Report Number 9-5, Charney and Alexander (eds.), *supra* note 42, pp. 1767-1779.

⁴⁵ C. Park, "Australia-Solomon Islands", Report Number 5-4, Charney and Alexander (eds.), supra note 10, pp. 977-983.

⁴⁶ K. G. Nweihed, "Trinidad and Tobago-Venezuela", Report Number 2-13(3), Charney and Alexander (eds.), *supra* note 10, pp. 675-689.

を基準にした境界ではないが、200海里の内外で境界の方向等には変更がない⁴⁷。ケニア・タンザニアの間の 2009 年の境界線は緯度線に平行な線を採用しているが、延長大陸棚部分についても 200海里内の線をそのまま延長する形である⁴⁸。バルバドスとフランスの間の 2009 年条約は、等距離線を採用している⁴⁹。ノルウェーとロシアの間の 2010年の海洋境界条約は、セクター理論に基づくロシアの主張との間との妥協を反映した特殊な形状の境界線であるが、延長大陸棚部分について、200海里内と異なる考え方を反映したものとはなっていない⁵⁰。

V 国家実行の評価

延長大陸棚の境界画定に関する3件の国際裁判は一定の方向性を示しているのに対して、国家間の交渉を通じて合意された境界画定条約からは必ずしも一貫した方向性を見いだすことができない。200 海里内における海洋境界画定条約に付随的に延長大陸棚部分が含まれている場合には、200 海里内の境界線(多くは等距離・中間線)を単純に延長しているが、延長大陸棚が重複している海域について主に境界画定を行う条約については、その手法は様々である。事例が少数に留まるため、そこで採用されている手法を一般化することはできない。しかし、少なくとも下記の2点は指摘することができる。

第1に、国際判例における等距離・中間線を基準としたアプローチは、必ずしも踏襲されていない。特にアイスランドとデンマーク(グリーンランド)との間の境界画定は、権原が重複している海域の全域が中間線のグリーンランド側に存在するため、暫定的な等距離・中間線を引く手法がそもそも適用できない事案であった。この点、国際裁判所によって判断がなされた3件の事件はいずれも隣接国間における海洋境界画定であり、両国の海岸線から離れる方向に大陸棚が延びている地理的状況であったため、200海里内における境界画定方法をそのまま適用することが可能であった。しかし、アイスランドとグリーンランドの間の海域のように、相対国間の延長大陸棚の海洋境界画定では200海里内の手法をそのまま適用できない場合がある。この観点からも、国際裁判所におけるこれまでの3

⁴⁷ E. G. Verville, "United States-Soviet Union", Report Number 1-6, Charney and Alexander (eds.), *supra* note 10, pp. 447-460.

⁴⁸ M. Pratt, "Kenya-Tanzania", Report Number 4-5(2), *International Maritime Boundaries* (online edition).

⁴⁹ C. W. Dundas, "Barbados-France (Guadeloupe and Martinique)", Colson and Smith, *supra* note 33, pp. 4223-4231.

⁵⁰ R. E. Fife, "Norway-Russian Federation", Report Number 9-6(3), *International Maritime Boundaries* (online edition).

件の判決の射程については、なお議論の余地がある。

第2に、暫定的な等距離線を修正する手法が必ずしも用いられていないことと 関係して、面積に着目した解決方法が登場していることが新たな展開として指摘 できる。ただし、面積の根拠については必ずしも明らかではなく、面積に着目し た実行をどのようなものとして理論化できるかについては不明な点がある。アイ スランドとグリーンランドとの間の境界画定は関連する海岸の長さの比に基づい ているとの指摘もあり、これは「衡平な解決」のあり方について国際判例が採用 してきたアプローチと重なるものと評価できる。他方で、バナナ・ホールにおけ る海洋境界画定については、フェロー諸島の関連する海岸の長さは極めて僅かで あるにも関わらず、より長い海岸線を採用するアイスランドと大きく変わらない 面積を与えられており、この場合には海岸の長さの比は考慮されていない。延長 大陸棚の権原の根拠は自然の延長であり海岸線からの距離ではないことから、理 論的には海岸線の長さを考慮に入れる必然性はない。他方で、「より自然な延長」 といった延長大陸棚の権原と結びついた基準によって決定する実行が蓄積されて いるわけでもない。

VI おわりに

延長大陸棚の境界画定をめぐっては、国際裁判所における境界画定方法と、国家間の合意に基づく境界画定方法との間で相違が見られる。国際裁判所における延長大陸棚の境界画定方法については、少なくとも当面の間は、3件の判決における一貫した流れの影響下で議論が展開されていくものと思われる。しかし、これまでの判決は、その具体的な地理的状況の下では衡平な解決をもたらしているとしても、一般的に適用可能なものとして十分に説得力のある理由付けを伴っていない。200海里内外での大陸棚制度の単一性という点が挙げられているのみであり、3段階アプローチという境界画定方法が妥当する実質的理由が必ずしも明らかではないことから、理論的な観点からの判決に対する批判は納得できるものである。また、実際上の問題として、沿岸国の海岸線と画定すべき海域の関係が希薄であって、そもそも等距離・中間線が意味を持たないような海域については、判決の枠組みはそのまま適用することができない。こうしたことから、国際裁判所における延長大陸棚の境界画定方法については、一般的に適用可能な説得力ある枠組みがこれまでの判決の積み重ねによって示されたとはいえない。

国家間での交渉と合意を通じた延長大陸棚の境界画定方法については、国家実 行が集積中である。これまでの少数の国家実行を見る限り、延長大陸棚の境界画 定条約では具体的な地理的状況に応じて柔軟に合意がなされてきており、特に支配的な手法があるとまではいえない。注目すべき展開としては、面積に着目する境界画定方法がある。しかし、米国・メキシコのような等距離・中間線による解決の例もあり、何らかの傾向が存在しているとまではいえない。したがって、現状を前提とすれば、日本が他国との間で合意に基づいて境界画定条約を締結する際にも、国際法上確立した方法を適用するというよりは、相手国との間で合意可能な境界線を柔軟に探ることになるであろう。もっとも、米国が国連海洋法条約の当事国ではない等の事情が存在することから、実際に境界画定を行うことができるまでには相当の時間を要することも考えられる。その場合には、それまでの間の境界画定方法の発展も考慮に入れる必要が生じる。

今後の展開を考えるにあたっては、国家間の合意に基づく境界画定方法が国際裁判所における境界画定方法と接近するようになるかが特に問題となる。国家は、相手国と合意できる限りにおいて様々な要素を考慮に入れつつ自由に海洋境界画定を行いうるのであり、また、海洋境界画定紛争は国連海洋法条約の義務的紛争解決手続の下でも選択的除外の対象とされている(298条1項(a)(i))から、必ずしも裁判所の影で交渉を行うことになるわけではない。したがって、国際裁判所の境界画定方法を説得力あるものとして各国が自ら受け入れるようにならない限り、延長大陸棚の海洋境界画定条約に関する国家実行が国際裁判所の境界画定方法に接近していくとは限らない。こうした観点からも、今後の判決の蓄積を通じて、国際裁判所における延長大陸棚の境界画定方法がどのように一般的に適用可能なものとして構築され、理論的に裏付けられていくかが注目される。

(本研究は JSPS 科研費 JP16K13320、JP15H03294 及び JP26780022 の助成を受けたものです。)

(にしもと けんたろう)